



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 43 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示

島根県地盤情報閲覧規程

( 技 術 管 理 室 )

## 告 示

島根県告示第426号

島根県地盤情報閲覧規程を次のように定める。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県地盤情報閲覧規程

( 趣 旨 )

第 1 条 この告示は、島根県が発注して得た地盤情報に係る書類の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

( 地 盤 情 報 )

第 2 条 この告示において「地盤情報」とは、ボーリング柱状図、サウンディングデータ、土質試験データその他の地盤データを記載した書類又は電子文書（県が発注した業務を受注した事業者（以下「事業者」という。）が保管しているものを含む。）であって、当該地盤情報に係る工事が完了したものをいう。

( 所 有 者 の 同 意 )

第 3 条 島根県の所有する土地以外の土地に係る地盤情報を閲覧しようとする者は、その土地の所有者の同意を得たことを証する書面を提示しない場合には、当該地盤情報を閲覧することができない。

( 閲 覧 所 )

第 4 条 地盤情報を閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、島根県が保管する地盤情報にあつてはその土地の区域を所管する地方機関に、事業者が保管するものにあつては当該事業者の定めるところに設置するものとする。

( 閲 覧 時 間 )

第 5 条 地盤情報の閲覧時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

( 定 期 休 日 )

第 6 条 閲覧所の定期休日は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1 項に規程する県の休日とする。

( 臨 時 休 日 等 )

第 7 条 地方機関の長は、地盤情報の整理その他必要があると認める場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

( 閲 覧 手 続 )

第 8 条 地盤情報を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

( 持 ち 出 し の 禁 止 )

第 9 条 地盤情報は、閲覧所の外に持ち出してはならない。ただし、地方機関の長が必要と認めるときは、この限りでな

い。

(閲覧の停止等)

第10条 地方機関の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、地盤情報の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示又は係員の指示に従わない者
- (2) 書類等を汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすと認められる者

(事業者が保管する地盤情報)

第11条 事業者が保管する地盤情報にあっては、第5条から第10条までの規定にかかわらず、県と協議の上、当該事業者が別に定めるところによる。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。